

公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始

インタラクティブ・プロジェクションマッピング導入業務について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続き（以下「本件手続き」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため次のとおり技術提案を募集する。

令和8年8月28日

備前市長 長崎 信行

1 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | インタラクティブ・プロジェクションマッピング導入業務 |
| (2) 業務の目的 | 市民の健康増進、交流促進及び施設利用促進を図ることを目的として、ビーテラス3階軽運動室において、子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら身体を動かすことのできる映像・音響・センシング技術を活用した体験型遊び場を整備する。 |
| (3) 業務内容 | インタラクティブ・プロジェクションマッピング導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに |
| (4) 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |
| (5) 提案上限額 | 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※本案件の予定価格ではないため注意すること。 |

2 参加資格に関する事項

本件手続きに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 参加資格要件 | |
| ア | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 |
| イ | 備前市競争入札参加資格者名簿の区分、物品の製造・販売等及び役務の提供における「110-002 視聴覚機器」で登録されていること。なお、本件については、本市の入札参加資格審査の申請をしていない者の追加受付を可能とする。申請をしていない者は、追加受付を行うため、参加表明書の提出期限までに申請を終えること。 |
| ウ | 指名停止の処分を受け、その停止期間中でないこと。 |

- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- オ 過去10年間で、同種業務を地方公共団体から契約した実績を1件以上有する者であること。
- カ 備前市暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- キ 岡山県内に、本社、本店若しくは、契約権限を委任された支店、支社又は営業所があること。

3 手続き等

(1) 担当部署

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地

備前市総務部施設マネジメント推進課 ビーテラス係

TEL : (0869) 64-1804

FAX : (0869) 64-3845

E-Mail : bzkeiyakukanzai@city.bizen.lg.jp

(2) 参加申込書等の提出について

参加表明書、企画提案書等の提出及び質問の方法等については、添付の実施要領に基づくものとする。

【参加表明書】

ア 提出期限：令和8年9月15日（火）17時00分まで

イ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

ウ 提出先：上記（1）担当部署まで

【現地見学会参加申込書】

ア 提出期限：令和8年9月2日（金）17時00分まで

イ 提出方法：持参、郵送又はFAX

【質問書】

ア 提出期限：令和8年9月11日（金）15時00分まで

イ 提出方法：電子メール (bzkeiyakukanzai@city.bizen.lg.jp)

ウ 質問の回答方法：備前市ホームページに随時掲載

【企画提案書】

ア 提出期限：令和8年9月25日（金）17時00分まで

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出先：上記（1）担当部署まで

4 受託候補者及び次点者の選定

(1) 一次審査（書類審査）

提出された参加表明書等について、2の参加資格に関する事項を満たしていることを審査する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1)の審査結果により、参加要件を満たすものを対象にインタラクティブ・プロジェクトマッピング導入業務に係る公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）の評価を踏まえ、受託候補者及び次点候補者を選定する。

審査委員会は、別表「審査基準表」に基づき、提案書等の提出書類の内容を審査し、各審査委員の評価点（100点満点）の合計点が最も高い者を受託候補者とする。審査委員会から最も高い評価点を得た者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の実施後、各参加者に対してメールにより結果を通知する。また、受託候補者については、選定後に備前市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

5 随意契約に係る見積書の徴取

選定した受託候補者を本案件に係る随意契約見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

6 その他

(1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、一切認めない。

(3) 同一の参加者からの複数の提案書等の提出は、受け付けない。

(4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。

(5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、備前市は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、備前市に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

(6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、備前市情報公開条例（平成17年備前市条例第13号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

(7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式6）を提出すること。

